

秋田市低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む）に規定する、「予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められる場合の基準および事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を採用する対象工事は、設計金額が5千万円以上で競争入札に付した建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満切捨て）とする。
 - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切捨て）
 - ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）
 - ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）
 - ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- (2) 特別なものについては、別に定めることができる。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格による申込みが行われた場合には、入札者に対して保留および調査の適用を宣言し、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施したのち落札者を決定し、後日通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

（失格の基準）

第5条 前条の入札において、最低価格入札者による入札が、次に掲げる失格判断基準に該当する場合は落札者とししない。

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額（以下「失格判断基準価格」という。）を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算出するとともに、算出された失格判断基準価格が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格を失格判断基準価格とする。

(2) 当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。

なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（次号に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事費とみなすものとする。

(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。

2 前項の最低価格入札者の入札が、失格判断基準に該当するものと判断された場合にあつては、次条に規定する調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

3 最低価格入札者の入札が、第1項の失格判断基準に該当しないものと判断された場合にあつて、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額および現場管理費の額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき、又は入

札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、次条に規定する調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

(調査の実施)

第6条 契約担当者および工事担当者は、調査基準価格を下回る入札で、前条第2項および第3項の規定に該当しない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、資料提出依頼書(様式第1号)による資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由(入札価格の内訳書を提出させるものとする。)
- (2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先および購入先と入札者との関係
- (6) 手持機械の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 建設副産物の搬出予定は適切か
- (9) 過去に施工した工事の成績状況
- (10) その他必要な事項

(工事請負業者選定審議部会長の了承)

第7条 契約担当者は前条の調査結果に基づき、落札の可否について秋田市工事請負業者選定審議部会長(上下水道局分については秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会長)へ報告し、了承を得なければならないものとする。

(落札者の決定および通知)

第8条 入札執行者は、前条の部会長の了承を受け、当該契約内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該最低価格の入札者を落札者と決定し、その

旨を入札者全員に通知する。

- 2 入札執行者は、前条の部会長の了承を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格（予定価格の制限の範囲内で調査価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても前2条の手続きを経て、当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めたものに限る。）の入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、最低価格の入札者に対しては落札者とし、他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（適正な施工の確保）

第9条 契約担当部長は、低入札価格調査基準価格を下回った金額により入札を行った者が請負業者となったときは、適正な施工を確保するため、自ら又は監督員をして次に定める措置をとるものとする。

- (1) 請負業者に対し、施工体制台帳の提出を求め、必要に応じて事情聴取を行うこと。
- (2) 共通仕様書に基づき施工計画書を提出させる場合において、必要に応じて事情聴取を行うこと。
- (3) 段階確認、施工の検査等には原則として立ち会うものとし、施工体制台帳および施工計画書の記載内容に沿った施工がなされているかどうかの確認その他重点的な監督業務を実施すること。
- (4) 安全な施工の確保および労働者への適正な賃金支払いの確保を図るため、必要な調査および指導を行うこと。
- (5) その他適正な施工の確保のため必要な措置を行うこと。

（契約の保証等）

第10条 調査基準価格を下回る価格による申込みを行った者が落札者となった場合は次のとおりとする。

- (1) 当該落札者が当該契約の締結と同時に付さなければならない保証は、契約事項第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。

- (2) 工事着手時の前払金は、契約事項第35条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内とし、5千万円を限度とする。
- (3) 前号の規定による前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）は、契約事項第35条第4項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内とし、5千万円を限度とする。
- (4) 第2号の規定による前払金と、前号の規定による中間前払金との合計額は、契約事項第35条第5項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の4以内とし、1億円を限度とする。

（閲覧に供する書面への特記）

第11条 調査の対象となった工事については、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の摘要欄等にその旨を記載するものとする。

（総合評価落札方式への準用）

第12条 この要綱の規定は第8条を除き、秋田市総合評価落札方式に準用する。
この場合において、第4条中および第5条中に「落札者」とあるのは「落札候補者」、第5条中に「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点が最も高い評価対象入札者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日以降の開札から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(新乗率の適用等)

2 この要領による改正後の要領の第3条第1項第1号に規定する予定価格（入札比較価格）に乗じる率および第5条第1号に規定する平均入札価格に乗じる率は、平成24年度において最初に行われる開札から適用し、それ以前に開札したのものについては、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(新乗率の適用等)

2 この要領による改正後の要領の第3条第1項第1号に規定する予定価格（入札比較価格）に乗じる率は、平成28年度において最初に行われる開札から適用し、それ以前に開札したものについては、なお従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

(FAX - -)

契 号 外
年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 様

〇 〇 〇 〇
(公 印 省 略)

〇〇〇〇〇〇〇〇工事の入札における低入札価格調査について

標記の入札について低入札価格調査を行うこととなりましたので、下記の資料を作成の上、ヒアリング当日に提出してください。

記

- 1 入札価格の理由
- 2 入札価格の見積内訳明細書
- 3 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- 4 契約対象工事箇所と貴社の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- 5 手持資材の状況
- 6 資材購入先および購入先と貴社との関係
- 7 手持機械の状況および機械リース等の予定
- 8 労務者の具体的供給見通し
- 9 建設副産物の搬出予定
- 10 過去に施工した公共工事名、発注者および工事成績
- 11 経営内容（過去2年間の決算報告書および取扱金融機関名）

【問い合わせ先】

秋田市総務部契約課

工事契約担当 〇〇〇〇

Tel:018-888-5438

Fax:018-888-5437

(様式第2号)

事 情 聴 取 結 果 報 告 書

下記の低入札価格調査制度に該当する工事について、別紙事情聴取書のとおり聴取しましたので報告します。

年 月 日

秋田市工事請負業者選定審議部会長 様

秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会長 様

(担当課長名)

記

- 1 工 事 名
- 2 対 象 業 者 名
- 3 聴 取 内 容 別 紙 の と お り
- 4 意 見

上記事情聴取の結果により判断した結果、当該入札者を落札者とすることが

適 当 不 適 当 であると認めます。

年 月 日

秋田市工事請負業者選定審議部会長

秋田市上下水道局工事等請負業者選定審議部会長

(様式第3号)

事 情 聴 取 書

1 工 事 名

2 対 象 業 者 名

(事情聴取を受けた者の役職・氏名：)

3 事 情 聴 取 者 (職・氏名)

4 聴 取 日 時

年 月 日 () 午前・午後 時 分

5 聴 取 場 所

6 調 査 基 準 価 格 円

7 応 札 価 格 円

8 調 査 項 目 別紙の調査票のとおり

(様式第4号)

低入札価格調査制度に係る調査票

工事名

NO. 1

調査項目	聴取内容
1 その価格により入札した理由	① 根拠となる関係会社の見積書の提出（資材、下請負）
2 設計内訳明細書の精査	
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)	
5 手持資材の状況	
6 資材購入先および購入先と入札者との関係	
7 手持機械の状況	
8 労務者の具体的供給見通し	
9 建設副産物の搬出予定は適切か	
10 過去に施工した公共工事名、発注者および工事の成績状況	
11 経営状況（保証会社等へ照会）	① 不渡り等有無 ② その他の特記事項の有無 ③ 過去2年間の決算書・経営状況分析 <input type="checkbox"/> 負債回転期間 <input type="checkbox"/> 自己資本比率 <input type="checkbox"/> 流動資産／流動負債
12 信用状況 (1) 建設業法違反の有無 (2) 賃金不払いの状況 (3) 下請代金の支払い遅延状況 (4) その他	① 建設業法違反の有無 ② 賃金不払いの有無 ③ 下請代金の支払い遅延状況 ④ 重大な労働災害の有無 ⑤ 類似工事の施工状況